

現行の神奈川県議会における議員定数等の考え方について

議会改革検討会議（平成25年12月19日）

議員定数等検討委員会（平成26年2月25日）

1 総定数について

〔議会改革の視点の重視〕

- ・ 議会改革は地域民主主義のさらなる実現を目指すために行われるものである。
- ・ 総定数等の見直しは、議会の機能充実に努めることを主眼として取り組むことが基本。

〔総定数の考え方〕

① 常任委員会中心主義

議会機能を十全に発揮するには、常任委員会中心主義を尊重していく必要がある。

② 現状を前提とした検討

県の行政需要増大や役割が増加傾向の中、常任委員会数や各委員会の委員数は、現状を前提とした検討がなされるべき。

③ 総定数のあり方

委員会のあり方を踏まえて算出することが適切と認められる。

〔議会改革の視点〕

- ・ 議会改革の視点を踏まえ、議会の機能充実に努めるとの考え方に立った検討。

〔常任委員会中心主義〕

- ・ 改革会議報告書では、常任委員会数及び委員数を基礎に総定数を算出すべきとしている。
- ・ 県は長年8委員会制を維持。委員会数は、現行8委員会を基礎として算出すべき。
- ・ 常任委員数は大幅削減すべきではない。常任委員会には一定の委員数が必要。
- ・ 常任委員会の委員数は、現状の13名ないしは14名を基礎とすることが妥当。

〔県全体の人口増〕

- ・ 総定数は、県全体の人口動態も併せて考慮すべき。
- ・ 県全体の人口は増加しており、議員数も削減を前提に議論する理由はない。

〔結論〕 8委員会×13人（委員会委員数）+1（議長）=105人

2 個別の選挙区について

〔地域代表としての側面〕

- ・ 県議会議員は県民全体を代表する立場にあるが、同時に、特定の選挙区から選出された地域代表でもある。

〔選挙区のあり方〕

- ・ 3つの政令市が所在し、都市と農村など、様々な地域的差異がある本県の実情を踏まえた選挙区のあり方が維持されることが望ましい。

〔幅広い地域代表〕

- ・ 憲法の原則である投票価値の平等性の確保に配慮しつつも、司法判断が許容する範囲で、なるべく幅広い地域代表の選出が可能な選挙区のあり方を追求すべき。

〔県議会議員の地域代表的性格〕

- ・ 議員は県民全体の代表であると同時に、選出地域の代表（地域代表）でもある。
- ・ 多様な地域の代表を選出できる制度が民意の代表機関としてふさわしい。
- ・ 地域代表制を支える選挙制度という考え方は、議員の役割にも大きく関わるものであり、選挙区の検討においても尊重されるべき。

〔幅広い地域代表の選出〕

- ・ 投票価値の平等性確保は十分に配慮しつつも、県内の様々な地域的差異の実情を踏まえ、幅広い地域代表の選出が可能な選挙区のあり方を追求すべき。
- ・ 司法判断が許容する3倍以内の較差で、多様な地域代表を選出できる選挙区のあり方を考慮し、合区等による選挙区の変更については慎重に対応する。

3 人口動態等を見据えた定数検討について

〔県域の人口動態〕

- ・ 県人口は微増が続く。平成31（2019）年がピークと想定されている。
- ・ 既に人口減少が始まっている市区町村もある。県西、三浦半島地域の減少傾向は顕著。3政令市でも人口増の行政区と、減少が始まっている行政区が混在。

〔人口と選挙区〕

- ・ 地域の人口推移は、選挙区や地域代表制のあり方に大きな影響を及ぼす可能性がある。

〔中長期的な判断〕

- ・ 選挙区の定数は、中長期的な視点も含め、合理的な判断をしていくことが望ましい。

〔人口逆転区の解消〕

- ・ 川崎区と高津区の定数の間に人口基準の逆転現象が生じており、選挙区の定数見直しが必要となる。

〔結論〕 選挙区割りは、現行のとおり。

各選挙区において選挙すべき議員の数は、「青葉区」及び「川崎区」の定数を1名減、その他は現行どおり。

4 改正公職選挙法への対応について

〔改正要旨〕

- ・ 公選法改正により、市町村及び政令市の行政区を単位とした選挙区設置が可能となった。政令市の選挙区は、行政区によらず2つ以上の選挙区を設けることもできるようになった。

〔改正と人口比例原則〕

- ・ 選挙区の設定は、議会の自由度が高まった一方、人口比例原則の変更はない。

〔改正法に基づく取扱い〕

- ・ 取扱いの方向性は、今後とも議論していく必要がある。

〔県全体を見据えた検討〕

- ・ 公選法改正により、選挙区の設定は、県議会の自由度が高まった一方で、投票価値平等の原則には変更がない。県全体の選挙区のあり方は、継続的に議論していく必要がある。

〔継続的な課題〕

- ・ 選挙区は、様々な地域から幅広い地域代表の選出が可能なあり方を追求することが、重要・継続的な課題である。中長期的な人口動態の推移を背景に、どのような手法が可能か、引き続き検討していく必要がある。